

# 菩提道燈論細疏における菩薩戒について

小野 妙子

## [抄 録]

本論は、アティーシャの主著である『菩提道燈論 (*Bodhipathapradīpa*)』に対して自ら註釈を行った『菩提道燈論細疏 (*Bodhimārgapradīpapañjikānāma*)』で、菩薩戒について述べた箇所を取り上げる。この箇所においてアティーシャは、菩薩が如何に戒律を受持すべきかという実践を、様々な経論を引用し説示する。ただし、アティーシャ自身が強調したい項目については、引用に拠らずに主張する。それらは、具体的かつ平易な内容となっているのである。本論では、特にこの点に着目し、アティーシャの説く菩薩戒を考察する。

キーワード：『菩提道燈論細疏』、『菩提道燈論』、菩薩戒、アティーシャ

## はじめに

『菩提道燈論 (*Bodhipathapradīpa*)』は、1042年にチャンチュブウー (Byang chub 'od) 王の勸請に応じて著された68偈の小品である。菩提に至る道を明らかにすることを目的としたものであるが、偈文によって構成されているため、難解な内容となっている。そのため、弟子達より解説を求められた著者のアティーシャ (Atiśa, 正式名 *Dīpaṅkara śrījñāna*, 982-1054)<sup>1)</sup> が、自ら註釈を行ったものが、『菩提道燈論細疏 (*Bodhimārgapradīpapañjikānāma*)』である。

本論では、『菩提道燈論細疏』における「菩薩の戒律の学処 (*Tshul khrims kyi bslab pa*)」の章を取り上げ、アティーシャの説く菩薩戒について考えてみたい。この章では、菩薩の戒律について、如何に受持すべきかという実践が、具体的かつ平易に述べられている。これらの点に着目し、アティーシャの説く菩薩戒をみていくことにしたい。

## 「菩薩の戒律の学処 (*Tshul khrims kyi bslab pa*)」の章<sup>2)</sup>の性格

菩薩の戒律について説かれるこの章には、菩薩の戒律に必要な要項が、極めて実践的に述べ

られている。そこでは、実に多くの経論が引用され、菩薩のあり方を説示している。

引用経論の数は二十一にも及び、一部の経論に関しては重ねて何回もの引用がある。

以下にそれらを『菩提道燈論細疏』に引用されている順に列挙する<sup>3)</sup>。

(Dはデルゲ版、P是北京版の略)

1. 『宝雲経』, *Ratnamegha*, 'Phags pa dkon mchogs sprin (D.No.231,P.No.897)
2. 『(瑜伽師地論) 菩薩地戒品』, (*Yogācārabhūmi*) *Bodhisattvabhūmi*, *Byang chub sems dpa'i sa dag gi tshul khrims le'u* (D.No.4037,P.No.5538)
3. 『入菩提行論』, *Bodhicaryāvatāra*, *sPyod pa la 'jugs pa* (D.No.3871,P.No.5929)
4. 『大乘集菩薩学論』, *Śikṣāsamuccaya*, *bsLab pa kun las btus pa* (D.No.3940,P.No.5339)
5. 『菩薩律儀二十論細疏』, *Bodhisattvasaṃvaraviṇśaka*, *sDom pa nyi shu pa'i 'grel pa* (D.No.4083,P.No.5584)
6. 『四法経 (大乘四法経)』, *Caturdharmakasūtra*, 'Phags pa chos bzhi ba'i mdo (D.No.250,251, P.No.916)
7. 『深心教誡経』, *Adhyāśayasañcodanasūtra*, 'Phags pa lhag pa'i bsam pa bskul ba (D.No.43,69, P.No.760)
8. 『寂靜決定神変経』, *Prāśāntaviniścayaprātihāryasūtra*, *Rab tu zhi ba cho 'phrul* (D.No.129,P.No.797)
9. 『月燈三昧経』, *Candrapradīpasūtra*, *Zla ba sgron ma* (D.No.127,P.No.795)
10. 『聖如来大悲顕示大乘経』, *Āryatathāgatamahākaraṇānirdeśanāmamahāyānasūtra*, *De bzhin gshags pa'i snying rje'i mdo* (D.No.147,P.No.814)
11. 『聖大樹緊那羅所問大乘経』, *Āryadrumakīṃnararājapariṣṭhānāmamahāyānasūtra*, *Mi 'am ci'i rgyal po ljon pas zhus pa'i mdo* (D.No.157,P.No.824)
12. 『中辺分別論』, *Madhyāntavibhāgaṭikā*, *dBus dang mtha' rnam par 'byed pa* (D.No.4027,P.No.5528)
13. 『入楞伽経』, *Lāṅkāvatārasūtra*, 'Phags pa lang kar gsehgs pa (D.No.107,P.No.755)
14. 『普賢行願讚』, *Bhadracaryagāthā*, 'Phags pa bzang po spyod pa (D.No.4377,P.No.716,5924)
15. 『十地経』, *Daśabhūmika*, 'Phags pa sa ba pa'i smon (D.No.44,P.No.761)
16. 『七十誓願と名づくる頌』, *Prāṇidhānasaptatināmagaṭhā*, *sMon lam bdun cu ba* (D.No.4392, 4517,P.No.5430,5936)
17. 『大乘要義論』, *Sūtrasamuccya*, *mDo kun las btus pa* (D.No.3934,P.No.5330)
18. 『最上授所問経』, *Ugraṃpariṣṭhā*又は*Ugradattapariṣṭhā*, 'Phags pa drag shul can gyis zhus pa (D.No.63,P.No.760 (19))
19. 『隨説諸法経』又は『隨轉諸法経』, *Sarvadharmāpravṛttinirdeśa*, 'Phags pa chos thams cad 'byung ba med par bstan pa'i mdo (D.No.180,P.No.847)

20. 『優波離所問經』, *Upālipariṣṛcchā*, 'Phags pa nye ba 'khor gyis zhus pa<sup>4)</sup>  
21. 『三聚經』, *Triskandaka*, *Phung po gsum pa* (D.No.284,P.No.5509)

これらの内、経論名を挙げるだけの回数を含めて、引用回数からみると、『(瑜伽師地論) 菩薩地戒品』が13回と最も多く、『大乘集菩薩学論』が続いて10回と多い。次に、アティーシャの師匠であるボーディバドラ (Bodhibhadra, 覚賢, 1000年頃) の著作『菩薩律儀二十論細疏』が6回、『入菩提行論』が4回、『宝雲經』が4回となる。これら以外は一度の引用か、参照を促すために名前のみを挙げるものである。

ところで、1.6.7.8.9.14.15.18.19.20.21. (前述の表参照) の十一は本文中に『大乘集菩薩学論』が引用されたのちに、参照としてみるべきとして経名を挙げたり、一部分を引用したりするものである。また、この十一は『大乘集菩薩学論』中で引用されているものであるが、ほぼ同一の文章が『菩提道燈論細疏』にみられる。

すなわちこれらは、『大乘集菩薩学論』からの孫引きとも考えられるのである。

さて、内容から見ると、これらの引用経典は大きく分けて二種類に分類することが出来る。アティーシャが本文中で「二大車の道 (shing rta chen po'i lam)」と表現する、大乘における二大学派の中観派と唯識の二系統である。それぞれ、中観派は前述したもっとも引用回数の多い『大乘集菩薩学論』の著者シャーンティデーヴァ (Śāntideva, 寂天, 650-700頃) に拠っており、唯識の場合は『(瑜伽師地論) 菩薩地戒品』の著者であるアサンガ (Asaṅga, 無着・無著, 310-390) を代表としている。

アティーシャ自身が本文中に

(D:khī265a-5) 'dir sngon gyi mkhas pa chen po du ma'i lugs yod mod kyi 'ong kyang skye bo chen po'i chos lugs shing rta chen po'i lam chen po yin pas/ slob dpon thogs med kyi lugs dang/rje btsun zhi ba lha'i lugs gnyis bshad par bya'o //

ここでは、昔の偉大な賢者の流儀が数多くあるのではあるが、けれども、偉大な人の法燈は、偉大な〔二〕大車の道〔に纏められる〕と思うので、尊者アサンガの流儀と、師シャーンティデーヴァの流儀の両者を述べよう。

と述べている通りである。

また、上記の二十一を二つに分類するならば、まず中観派に属するものは、シャーンティデーヴァの著作である『入菩提行論』・『大乘集菩薩学論』・『大乘要義論』である。そして前述の『大乘集菩薩学論』からの引用と考えた1.6.7.8.9.14.15.18.19.20.21.の十一も、ここに属するものであろう。

『聖如来大悲顯示大乘經』とは『大集經』の「陀羅尼自在王菩薩品」<sup>5)</sup>のことである。『大集經』に説かれる思想は般若經における空思想の系統に属するものとされるから、中観に属するものと分類できよう。

同様に、『聖大樹緊那羅所問大乘經』<sup>6)</sup>も、「般若を諸經の中の主」と呼ぶように、思想的に空思想を基盤として説かれるものであって、やはり中観に分類するべきであろう。

『七十誓願と名づくる頌』はアシュヴァゴーシャによって著されたものと記されているが、このアシュヴァゴーシャは、『仏所行讃 (*Buddhacarita*)』を著したアシュヴァゴーシャ (Aśvagh-oṣa, 馬鳴, 1-2世紀頃) ではなく、中観帰謬論証派に属する別の人物<sup>7)</sup>と考えるべきである。シャーンティデーヴァも同学派に属すると考えられていることから、ここでは中観に属するものとしておこう。

唯識派に属するものは、代表とするアサンガの著作『(瑜伽師地論) 菩薩地戒品』である。『中辺分別論』は、唯識の祖といわれるマイトレーヤ (Maitreya, 弥勒, 270-350頃) の作といわれ、アサンガがこれを受持し伝播した。偈の部分はヴァスバンドウ (Vasubandhu, 世親, 5c.前半頃) が註釈をしているものである。

『入楞伽經』ではアラーヤ識が説かれ、唯識派の經典であるとされる。

『菩薩律儀二十論細疏』はチャンドラゴミン (Candragomin, 620-680頃) 作『菩薩律儀二十論』への註釈である。『菩薩律儀二十論』は『(瑜伽師地論) 菩薩地戒品』への註釈であることから、これは唯識に属するものといえよう。

そこで以上の分類を、まとめると

中観派 (シャーンティデーヴァ系統) - 3,4 (=1,6,7,8,9,14,15,18,19,20,21),10,11,16,17

唯識派 (アサンガ系統) - 2,5,12,13

となる。

このように、アティーシャは、二大学派に拠った経論類を引用し、自身が「二大車の道 (shing rta chen po'i lam)」と表現する大乘の菩薩に必要な戒律を説く。アティーシャは二分した経論類を、どちらか一方のみとすることはしない。このことは、戒律を受け取る時、師のある場合とない場合を説明する箇所では詳細に著述するのである。

そこでは、師のある場合の作法を『(瑜伽師地論) 菩薩地戒品』から、師のない場合の作法を『大乘集菩薩学論』から引用して説示する。しかし、両者とも本来は、師のある場合とない場合の作法が示されている。このことは、アティーシャ自身も分かっており、何故そうしたのかを本文中で述べる。その箇所を以下に示そう。

(D:khi265b-2~3) *bSlab pa kun las btus par ni 'dis bla ma las blangs pa'i cho gar gsungs mod kyi/ 'on kyang bdag ni lugs de gnyis ka'i rjes su 'brang bas na bla ma las blangs pa'i cho ga Tshul khrims kyi le'u la brten zhing bkod la/ bla na med pa'i cho ga ni bSlab pa kun las btus pa la brten zhing bkod pa yin no//*

『大乘集菩薩学論』においては、これによって師から受ける作法として仰っているけれど、しかしながら私はその両方とも流儀に継承するので師から受ける作法を『戒品』によって位置づけつつ、師がない方の作法は、『大乘集菩薩学論』に依って位置づけたいと思う。

アティーシャのこのような採用の仕方について、小玉大圓氏は「チベットにおける戒律の傳統について — 序説 —」(『佛敎大学研究紀要』通巻第53号,1969)の中で、上記の箇所を取り上げ、アティーシャの態度に疑問を示した上<sup>8)</sup>、

「すなわちかれは、無着作の『戒品』でもって唯識派の儀禮を代表せしめ、寂天作の『集學論』でもって中觀派の儀禮を代表せしめようとしているのである。—中略—しかもこれら二つの儀禮は、一方を取り他方を捨てるというのではなく、二者ともに随順するというように理解すべきだとされている。これは言いかえると、アティーシャは受戒儀禮をば中觀派のそれと、唯識派のそれとの綜合において理解しようとしているわけである。明らかにこれはアティーシャの新しい試みであり、新しい發揮であると言わねばならない。」<sup>9)</sup>  
とされている。

以上のことから、アティーシャには、中觀派と唯識派のいずれか一方のみを採ることなく、それぞれの良いところを選択しようとする姿勢が伺われる。ここに、この章の性格が表れていると考えるのである。

### 「菩薩の戒律の学処 (Tshul khrims kyi bslab pa)」の章の内容

『菩提道燈論細疏』は『菩提道燈論』の本偈に対して註釈を加えたものであるが、逐語的に註釈がなされたものではない。その理由として、大半は經論の引用によって説明、論及し、その証明として参照すべき經論の名称のみを挙げているからである。ただし、アティーシャ自身が強調したい箇所は、引用に拠らずに主張していることが分かる。

この章は、前の「声聞乗の道」(Nyan thos kis theg pa'i skabs)に続き、菩薩には別解脱律儀だけでは十分でなく、更に菩薩に必要な戒律の要項を説くことを目的とする。(khi264a-2~5)

では、アティーシャが説く菩薩の戒律の要項を、章に沿ってみてみよう。

<菩薩の戒律の規定> (khi264a-5~khi264b-1)

菩薩の戒律に関して、アティーシャは『(瑜伽師地論)菩薩地戒品』に説かれる9種の戒(自性戒・一切戒・難戒・一切門戒・善人戒・一切種戒・遂求戒・此世他世樂戒・清淨戒)<sup>10)</sup>を挙げる。その中でも自性戒と一切戒において菩薩戒が説かれていると説示する。

<尊師の定義> (khi264b-1~khi265a-4)

その戒律を受ける場合にどの様な尊師から授かるべきかを定義する。ここでアティーシャは、他の經論の引用を用いず、以下の詳細な諸条件を掲げて、自身の見解を述べている。

- ・律儀に巧みで清淨なこと (mkhas shing byang ba)
- ・尊師の戒律を汚したり壞さず、汚れがなく清いこと

(bla ma'i tshul khrims nyams pa dang zhig pa med cing gtsang ba)

- ・能力を具えていて律儀を授ける時に(他人を)頼りとせずと与えられること

(nus pa dang ldan pa ste sdom pa 'bogs pa la rag ma las par chas pa)

- ・弟子を（自分の）息子のようだと思うこと (slob ma la bu'i 'du shes)
- ・他人の苦痛を（自分の苦痛のように）耐えられないと感じること

(gzhan gyi sdug bsngal la sems mi bzod pa)

- ・ある者が心から尊師と尊敬し、彼の従順な弟子となるのに相応しい資質を持ち彼の教えの意義に対しても深く尊敬できる者であること

(gus pas bla mar 'dzin pa dang/ de'i rjes su slob ma'i ngang tshul can dang/ des bstan pa'i don la gus pa chen po byed pa)

- ・四つの完成（戒律の完成・功德の完成・思考の完成・修行の完成）を持つもの

「戒律の完成 (tshul khriims phun sum tshogs pa)」 - 自ら何らかの戒律を守ること

「功德の完成 (yon tan phun sum tshogs pa)」 - 戒律の作法をよく知り、戒律を受けることに耐えるもの

「思考の完成 (bsam pa phun sum tshogs pa)」 - 信心と考えとをつなげて行える気性と無執着と慈悲を持つこと・尊師に対し尊敬すること・少欲で足ることを、知り事物にこだわらず、飽きることなく、他人の過誤に耐え、忿怒と憤慨にとらわれないこと

「修行の完成 (byor ba phun sum tshogs pa)」 - 優れた教えを増大させ、尊敬しつつ行じ、学処のよるべに疎くならないようにして、放逸や怠惰にならず、愉楽と享楽などに喜ばず、心を乱さないこと

以上の条件を備えた者を尊師と見なし、その彼から戒律を授かるべきであると述べている。

また、アティーシャは戒律を授かるべきでない師についても言及している。

- ・戒律を放棄したり、破戒したり、仏法に合わないような者

(sdom pa btang ba dang/ tshul khriims 'chal pa dang/ chos mthun pa ma yin pa)

- ・授戒作法を知らない者からでは、その作法自体が損なわれるので受けるべきでない

(cho ga la mkhas pa las gnod par bya'i cho ga mi shes pa las ni de nyid cho ga nyams pas sdom pa mi 'thob po)

このように厳しい条件を満たした尊師から、戒律を受けることで戒律の学処は広大になるとアティーシャは説いているのである。

<授戒作法> (khi265a-4~khi265b-4)

ここでは戒律を受ける作法に、師のある場合と、師のない場合の二つがあると述べる。そして、ある場合を『瑜伽師地論』菩薩地戒品<sup>13)</sup>での作法<sup>14)</sup>に、ない場合を『大乘集菩薩学論』での作法<sup>15)</sup>に従う。だが実際には、両方の論書は共に、師のある場合とない場合の作法をそれぞれ説示する。しかし、アティーシャは前述の通り、二大車の代表であるこの両者の伝統に従うのだから、敢えてこのような形を採ることを主張するのである。

<学習者の程度> (khi265b-4~khi266a-3)

アティーシャは、シャーンティデーヴァによって説かれている、「あらゆる経典は三種類の人を対象として説かれたものである」という説を取り上げる。その三種類とは、大乘に大変向いている人<sup>13)</sup>・中程度に向いている人<sup>14)</sup>・少し向いている人<sup>15)</sup>であり、その能力に応じた学習内容についても、アティーシャは、それぞれシャーンティデーヴァの著述から引用して提示するのである。

<戒律を捨てる原因> (khi266a-3~7)

その三種類のもの達が、各自の能力に応じた戒律を学び、保っていたとしても、ある時、自ら戒律を捨ててしまう可能性があることを指摘する。その理由は二大車の伝統に依る。

『(瑜伽師地論) 菩薩地戒品』<sup>16)</sup> から

- ・菩提に向けたた誓願を捨てること (byang chub chen por smon lam btab pa btang ba)  
衆生の利益について悩むこと (sems can gyi don la skyo ba)  
菩提がはてしなく遠いと思うこと (byang chub thag ring bar sems pa)  
声聞や縁覚や異教徒へと願が生じること  
(nyan thos dang rang sangs rgyas dang phyi rol par smon pa skyes pa)
- ・巨大な煩惱に打ち負かされてしまうこと (kun nas dkris pa chen pos pham pa byung ba)  
恥らいや慎みがなくなること (ngo tsha ba dang khrel med pa)  
それに後悔しないような気持ちでかき乱されること  
(de la 'gyod pa med par sems kyis btang ba)  
通暁した者の面前で学処のよるべを投げ出すこと  
(mi brda phrad pa'i drung du bslab pa'i gzhi phul ba)

『大乘集菩薩学論』から

- ・悪魔の悪行や正法を保てないという害などの十四<sup>17)</sup>を捨てないこと  
(bdud kyi las gnod pa dang/ dam pa'i chos mi 'dzin pa'i gnod pa la sogs pa bcu bzhi po rnams mi spong ba)
- ・注意力が衰えること (dran pa nyams pa)
- ・怠惰・怠慢・墮落に気づけないこと (le lo dang bag med pa dang ltung ba la mi mkhas pa)
- ・恥じらいがないこと (ngo tsha med pa)
- ・慎みがなくなること (khrel med pa)

以上のような原因によって、戒律が捨てられ、墮落が生じると説くのである。

<墮落を生じない原因、立ち直る方法> (khi266a-7~khi266b-4)

上記の戒律を捨ててしまう原因から離れることが、墮落を起こさない原因であり、また、最初から過ちを起こさないことだとも述べる。

それでも、墮落を起こした場合には何をなすべきかを説く。

『(瑜伽師地論) 菩薩地戒品』では、戒律を破ったことを僧団の前で告白してから、再び戒を

受け直すべきと説示する<sup>18)</sup>。『大乘集菩薩学論』からは、罪と煩惱を浄めること、そのために『四法経』を参照すること<sup>19)</sup>を示す。

<戒律の利益> (khi266b-4~khi267a-5)

『(瑜伽師地論) 菩薩地戒品』<sup>20)</sup>から

- ・ 仏によって心を掛けられること (sangs rgyas kyis dgongs par 'gyur ba)
- ・ [死の際に] 最上の大歡喜に住むように命終(時を過ご)すること (mchog tu dga' ba chen po la gnas bzhin du 'chi ba'i dus byed pa)
- ・ 来世でも法を等しくする善知識の住する処に生まれること (tshe phyi ma la yang chos mthun pa'i dge ba'i bshes gnyen gnas pa der skye ba)
- ・ 現世において、戒波羅蜜を完全に行じて無量の福德資糧を集めること (tshe 'di la tshul khriims kyi pha rol tu phyin pa rdzogs par byed pa'i bsod nams kyi phung po tshad med pa dang ldan par 'gyur ba)
- ・ 来世では自生(自性)の戒律と(真如)を得るであろうこと (tshe phyi ma yang rang 'khrungs kyi tshul khriims de dang de nyid 'thob pa)

『大乘集菩薩学論』の「今日、学処が保たれるのは、大變功德の大きいことだから、それに精進するのは道理である。」<sup>21)</sup>という箇所を引用して、また参照すべき経名を4つ<sup>22)</sup>挙げる。

これは、『大乘集菩薩学論』中、「集布施學品第一之二」の罪と無罪に関して説かれた部分に相当し、アティーシャはその箇所すべてを参照すべきと促したかったのではないかと、思われるのである。

更に、正しく受戒したものは、仏子つまり菩薩となり、仏によって、愛しい息子であると心をかけられるという福德<sup>23)</sup>があるとも説く。

<三聚淨戒について> (khi267a-5~khi268a-6)

受戒した菩薩は、戒の三つの学処を大いに学ぶべきと説く。三つの学処とは、三聚淨戒(律儀戒・撰善法戒・饒益有情戒)のことである。これについて、アティーシャは他からの引用を用いず、自らの考えによって、三つの学処について見解を述べる。特に、「饒益有情戒」においては、極めて平易な理解しやすい具体的な実践を説くのである。三つの戒を要約すると以下のようなになる。

1. 律儀戒 [sdom pa'i tshul khriims] (khi267b-4)

- ・ 断呵責を保つ七種の別解脱律儀を保つこと

(bcas pa'i kha na ma tho ba srung ba'i so sor thar pa'i ris bdun gyi sdom pa [bsrung pa])

- ・ 自身の呵責を保つ十不善〔業〕を保つこと

(rang bzhin gyi kha na ma tho ba srung ba'i mi dge ba bcu bsrung pa)

2. 撰善法戒 [dge ba'i chos sdud pa'i tshul khriims] (khi267b-4~khi268a-3)

戒律を正しく受戒した後に、



- ・ どんなささいな〔善〕も身口意によって、菩提のために善を蓄積すること  
(gang cung zad lus dang ngag dang yid kyis byang chub kyi phyir dge ba bsags pa)
  - ・ 聞思修を一樣に喜んで修行すること  
(thos pa dang bsam pa dang bsgom pa rnams la gcig tu dga' bas mngon par sbyor ba)
  - ・ 好い時に師達に対して誠実に申して、敬礼し、起立し、合掌し、敬意をもって行動し、尊敬をして、有徳であると称讃を語ること  
(dus su bla ma rnams la gsong por smra ba dang/ phyag bya ba dang/ ldang ba dang/ thal mo sbyar ba dang zhe sa dang bcas pas kun du spyod pa dang/ bsnyen bkur byed pa dang/ yon tan dang ldan pa'i bsngags pa brjod pa)
  - ・ 一切の福德に随喜すること (bsod nams thams cad la rjes su yi rang ba)
  - ・ 他人による侮辱に耐えること (gzhan gyis brnyas pa bzod pa)
  - ・ 一切の善を菩提に回向してその時々正しい様々な誓願をかけること  
(dge ba thams cad byang chub tu bsngo ba dang/ dus dus su yang dag pa'i smon lam dag sna tshogs pa 'debs pa)
  - ・ 広大な色々な供物によって三宝に供養すること  
(mchod pa'i rnam pa rgya chen pos dkon mchog gsum la mchod par byed pa)
  - ・ 善に精進して、放逸を捨てて心にとめて自覚を持って学処の基礎を守り、感官を制御し、食事の量を知り、夜の前半にも後半にも寝ずに努力すること  
(dge ba la brtson 'grus byed pa dang/ bag med pa spangs pa dang/ dran pa dang shes bzhin dang ldan pas bsas pa'i gzi rnams bsrung ba dang/ dbang po' sgo bsdams pa dang/ zad kyi tshod rig pa dang/ nam gyi cha stod dang cha smad la mi nyal bar rjes su brtson pa)
  - ・ 正しい人に従って過失が知られたり見られたら捨てて、過失を規定の通りに懺悔すること  
(skyes bu dam pa la brten pa dang/ nyes pa dag shes shing mthong nas spong ba dang/ nyes pa chos bzhin du 'chags pa)
3. 饒益有情戒 [sems can don byed pa'i tshul khrims] (khi268a-3~6)
- ・ 病等に苦しんでいる者達に看病等の援助をすること  
(nad la sogs pa'i sdug bsngal can rnams la nad gyog la sogs pa'i grogs byed pa)
  - ・ 盲人たちの道案内すること (long ba dag gi long khrid)
  - ・ 聾者たちに手話で示すこと ('on pa dag la lag brdas ston pa)
  - ・ 手足がない者たちを運ぶこと (rkang lag med pa dag khur ba)
  - ・ 愛欲を欲する者たちのそれ〔愛欲〕を除くこと ('dod pa'i 'dun pa can dag gi de sel ba)
  - ・ 他人に蔑まれ侮蔑された者たち彼等の苦痛を除くこと  
(gzhan gyis sma phab cing pham pa rnams de dag gi sdug bsngal sel ba)
  - ・ 道程 (放浪) に疲れた者たちのために食物や飲物や着物や住まいで手助けすること

(lam gyis ngal ba dag la bza' ba dang/ btung ba dang/ gos dang/ khang pa dag gis phan 'dogs so)

・医学によって病人達をこだわりのない心で、不安にならないように手助けすること

(gso ba'i rig pas nad pa dag la zang zing med pa'i sems kyis mi skyo bar phan 'dogs so)

以上の三聚浄戒について詳しくは、『(瑜伽師地論) 菩薩地戒品』を見るべきと説いている。

<福德資糧について> (khi268a-6~khi268b-2)

先に述べた三聚浄戒は福德資糧であるから完成させるべきものであると、アティーシャは説く。福德資糧は、等覚を得るための要件の一つである。菩薩は等覚を得ようと望むものであるからこの福德資糧を完成させる、そのため、菩薩戒において努力することを理解すべきであると、アティーシャは述べる。

<菩薩の定義> (khi268b-2~khi269a-5)

ここで初めて、以上のような戒律を受戒し、保持すべき菩薩が定義される。だが、アティーシャは自身の意見を述べるのではなく、何人かの論師達の説く菩薩の定義を引用し、まとめる形で定義する。そこで叙述する菩薩とは、前世からの善の積み重ねを必要とし、それは前世で善を修得し学んだことで今生において、その器(身体を持ったこと)となった者のことである。また、菩薩は発菩提心して以来、何世にも渡って、善趣である高き種姓に生まれる者ということである。そして、菩薩はこの世にその器をもって生じ、有情のために働く者でもある。このようなものが菩薩である。

<菩提心が害されないこと> [菩薩の定義その2] (khi269a-5~khi269b-4)

菩薩によって幾世に渡って起こされた菩提心は害されないと説く。それは以下のような菩薩によって起こされた菩提心であるからとして、再び、菩薩を定義する。

- ・三悪趣を離れるもの (ngan song gsum spangs pa)
- ・辺地を離れるもの (yul mtha' 'kho ba spangs pa)
- ・優れた人のいる領域に生まれるもの (skyes bu dam pa yod pa'i sa phyogs su skye ba)
- ・高い一族の所に生まれるもの (rigs mthon por skye ba)
- ・容姿端正なもの (gzugs bzang ba)
- ・無病であること (nad med pa)
- ・智慧広大なもの (shes rab che ba)
- ・大悲心を持つもの (snying rje dang ldan pa)
- ・八無暇を離れ、有暇の十徳を持つもの

(mi khom pa brgyad spangs shing/ khom pa'i yon tan bcu dang ldan pa)

- ・自性に六波羅蜜を俱有しているもの (rang bzhin gyis pha rol tu phyin pa drug dang ldan pa)
- ・菩提の種をもっているもの (byang chub sa bon yod)

<戒律を受持する要領> (khi269b-4~khi270b-5)

ここから、戒律を受持する要領を、具体的な方法で説示する。

- ・すべては夢の如きものであることを知ること [thams cad rmi lam lta bur shes par bya] (khi269b-4~7)

菩薩の初心者はすべての時に、あらゆることを夢のようなものと知るべきであると説く。そして、すべての有情は年長者（尊者）として作意されるべきであると、また、無生のものも、菩提心も、死も、戒も、すべてのことに愛着しないことも、思考・認識・不放逸、理にかなった心も作意されるべきであると説くのである。

- ・方便をなすこと [thabs la mkhas par bya] (khi269b-7~khi270a-5)

他人の罪を自己の罪として断つこと

自己と他の区別なく喜びを歓喜し、他の苦しみを自己のものとして悩んだりすること

世間の法（存在）を気かけ、他者の得たものと、尊敬と、名声に嫉妬しないこと

驕慢や高慢がなく低い立場の人々を害しないこと

善根を自他の区別なく大いなる菩提に完全に回向すること

罪を自他の罪を区別なく懺悔すること

- ・顛倒しないこと [phyin ci ma log pa] (khi270a-5~khi270b-5)

四つの顛倒しないことを、それぞれ経論名を挙げて参照するように勧める。

「行為を顛倒しないこと (spyod pa phyin ci ma log pa)」 (khi270a-5~6)

ここでは、正しい行いをすることが『大乘集菩薩学論』に引用される『宝雲経』<sup>24)</sup>から孫引きし、更に『宝雲経』を参照するべきと述べる。

「決まり事を顛倒しないこと (dam bca' ba phyin ci ma log pa)」 (khi270a-6~khi270b-3)

ここでは、貪欲や害心などの悪い心を起こして仏を偽ることがないこと<sup>25)</sup>を誓うことが、先ほどと同様に、『大乘集菩薩学論』で引用する『深心教誡経』<sup>26)</sup>から孫引きし、経そのものを参照するべきと勧めるのである。

「回向を顛倒しないこと (bsngo pa phyin ci ma log pa)」 (khi270b-3~4)

菩薩は回向を顛倒しないとして、見るべき経論名のみが挙げられていることから、各自参照するべきと言うことであろう。最勝金光明 (Suvarnavasottama) の回向<sup>27)</sup>・金剛幢 (Vajuraketu, 或いはVajradhvaja) 菩薩の完全な偉大な十回向<sup>28)</sup>・聖なる龍樹の福德の二十資糧・『入菩提行論』の回向品<sup>29)</sup>を列挙する。

「誓願を顛倒しないこと (smon lam phyin ci ma log pa)」 (khi270b-4~khi270b-5)

上記と同様に、菩薩は誓願を顛倒しないのであり、参照の必要があるもののみを列挙し、示す。『普賢行願讚』・『十地経』の偉大な十誓願<sup>30)</sup>・薬師琉璃光王如来の偉大な十二誓願<sup>31)</sup>・『七十誓願と名づくる頌』である。

- ・直接の実践 (khi270b-5~khi272a-4)

要領の最後に、直接的な二つの実践を説く。

「経論を読んで (bklag par yang bya)、見て (blta ba)、聞いて (mnyan pa)、書くべき (bri

bar bya) こと」(khi270a-5~khi271a-2)

ここで、受戒したばかりの菩薩は、大乘において初心者であるから、助けとなる知識が少ないので、経そのものを残らず読み、広く見ることに努力するべきと言うのである。その經典の意味を集めたものであり、尊師達の考えの集まった論書も見ると説く。ここでは、今までのまとめであるかのように、シャーンティデーヴァの『入菩提行論』・『大乘集菩薩学論』・『大乘要義論』とアサンガ系統の『(瑜伽師地論) 菩薩地戒品』と『菩薩律儀二十論』を時に応じて参照するべきとして、説示するのである。

「昼夜六度にわたる勤行」(khi271a-2~khi272a-4)

様々な経論に見られる「日に三回、夜に三回 (nyin lan gsum mtshan lan gsum phun po gsum pa)」ずつ行われる勤行を引用し、それを行うべきと説く。『最上授所問経』<sup>32)</sup>『隨説諸法經(隨轉諸法經)』<sup>33)</sup>『宝雲經』<sup>34)</sup>『優波離所問経』<sup>35)</sup>『(瑜伽師地論) 菩薩地戒品』『普賢行願讚』『三聚経』<sup>36)</sup>『入菩提行論』<sup>37)</sup>『菩薩律儀二十論』を引用している。最後に、まとめとして、以上のような作法の後に、三宝に帰依して、墮罪をそれぞれ懺悔して、二種類の菩提心を生じ、自ら大乘の經典の中に説かれている菩薩の学処すべてを学ぶべきと志すべきであると説くのである。

## 最 後 に

以上、『菩提道燈論細疏』の「菩薩の戒律の学処 (Tshul khrims kyi bslab pa)」の章を、項目ごとに要点を挙げて考察してみた。アティーシャは、大乘の菩薩に必要な戒律を、二大学派に依る経論類に依用して解説する。その菩薩戒は、ただ受戒するだけではない。保持していくためには多くの実践が伴うのである。アティーシャ自らが引用に依らないで解説する箇所は、この実践について述べる箇所に多くみられることが分かる。そして、ここで説かれる実践は、平易で理解しやすく、極めて具体的であり、現代においても通用する内容である点が特色といえる。

### [テキスト及び参考資料]

『菩提道燈論』(Bodhipathapradīpa, byang chub lam gyi sgron ma)

Tib.デルゲ版No.3947, No.4465, 北京版No.5343, No.5378

『菩提道燈論細疏』(Bodhimārgapradīpapañjikānāma, byang chub lam gyi sgron ma'i dka' 'grel shes bya ba)

Tib.デルゲ版No.3948, 北京版No.5344

釋如石『《菩提道燈》抉微』(法鼓文化「中華佛學研究所論叢」12, 1997)

Richard Sherburne, *The Complete Works of Aīśa Śrī Dīpaṅkarajñāna, Jo-Bo-Rje. The Lamp for the Path and Commentary, together with the newly translated Twenty-five Key Texts* (Tibetan and English Texts), New Delhi 2000

『大乘集菩薩学論』(Śikṣāsamuccaya)

Skt:Cecil Bendall, Śikṣāsamuccaya. A Compendium of Buddhist Teaching, Bibliotheca Buddhica, I,

Tokyo 1977[SSと略す]

大正新修大蔵経三十二卷

『(瑜伽師地論) 菩薩地戒品』(Yogācārabhūmi Bodhisattvabhūmi)

Skt:Unrai Wogihara, Bodhisattvabhūmi. A Statement of Whole Course of the Bodhisattva (Being Fifteenth Section of Yogācārabhūmi), Tokyo 1971[W本と略す]

大正新修大蔵経三十卷

『入菩提行論』(Bodhicaryāvatāra) [BCAと略す]

金倉圓照『悟りへの道』(平楽寺書店サーラ叢書9、1958)

Stephen Batchelor, A Guide to the Bodhisattva's Way of Life, Dharmasala 1979

小玉大圓「チベットにおける戒律の傳統について-序説-」(『佛教大学研究紀要』通巻第53号、1969)

遠藤祐純「Atiśaその世界-戒律を中心として-」(『勝又俊教博士古希記念論集 大乘から密教へ』春秋社、1981)

望月海慧「アティーシャの『菩提道燈論細疏』和訳(1)」(『身延論叢』第3号、1998)

望月海慧「ディーバンカラシュリージュニャーナの『菩提道燈論細疏』和訳(2)」(『大崎学報』第155号、1999)

## [注]

- 1) 彼の呼称について、正式名であるディーバンカラシュリージュニャーナとするべきだろう。しかし、『菩提道燈論細疏』の作者を示す場合「アティーシャ」という通称が最も一般的に使用されており、本論文でもこちらを採用する。なお、彼の呼称に関して、望月海慧氏の「ディーバンカラシュリージュニャーナの『菩提道燈論細疏』和訳(2)」PP.25-26に詳しく述べられている。
- 2) この章名は、実際『菩提道燈論細疏』中に存在する名称ではない。章分けも注釈者・校訂者によって様々にあり、一定しない。本論文では菩薩戒について説かれた箇所を一つの章と見なした。
- 3) 基本的に、サンスクリット名・漢訳名は『影印北京版西蔵大蔵経総目録索引』に従う。一部『大乘集菩薩学論』中での名称に従う。チベット名は『菩提道燈論細疏』での名称をそのまま使用する。
- 4) 『影印北京版西蔵大蔵経総目録索引』に該当なし。
- 5) 『大方等大集経 陀羅尼自在王菩薩品第二』(大正13巻5b-28b)、異訳『大哀経』(大正13巻409a-452a)
- 6) 『純真陀羅尼所問如来三昧経』(大正15巻348-367)、『大樹緊那羅所問経』(大正15巻367-389)
- 7) 『ターラナータ』で、中観帰謬論証派に属するアシュヴァゴーシャが現れたとある。400-500年頃の人物と考えられる。
- 8) 小玉大圓氏「チベットにおける戒律の傳統について-序説-」PP.109-111
- 9) 小玉氏上記同論文、P.111
- 10) W本P.137,大正30,510c
- 11) W本PP.152-153,大正30,514b-c

- 12) SS.P.11-12,大正32,77c
- 13) SS.P.17,大正32,79b,BCA.Cap.5,100,金倉P.69,Bachelor.P.54
- 14) SS.P.17,大正32,79b
- 15) SS.P.12,大正32,77b
- 16) W本P.159-160,大正30,515c
- 17) 『大乘集菩薩学論』において明確に14という数を見つけることは出来なかった。筆者は、SS.P.151-152,大正32,105a-bで説かれる十の魔事と、SS.P.52-53,大正32,85cで説かれる菩提心を失う四法を合わせて十四と考えた。
- 18) W本P.180,大正30,521a-b
- 19) SS.P.160,大正32,106c-107a
- 20) W本P.187,大正30,522c
- 21) SS.P.16,大正32,79a
- 22) 『寂靜決定神変経』『深心教誡経』『月燈三昧経』『宝雲経』、SS.P.15-16,大正32,78c-79a
- 23) BCA.Cap.3,25-26,金倉P.32,Bachelor.P.26
- 24) SS.P.348-349,大正32,141b-c
- 25) SS.P.14,大正32,78b
- 26) SS.P.97-98,大正32,95a-b
- 27) SS.P.216,大正32,118c
- 28) SS.P.213,大正32,118a
- 29) BCA.Cap.10,金倉P.211-224,Bachelor.P.178-188
- 30) SS.P.291-292,大正32,130b-c
- 31) 大正14,401b,405a,409b
- 32) SS.P.290,大正32,130b
- 33) SS.P.99-100,大正32,95b
- 34) SS.P.290,大正32,130b
- 35) SS.P.168-169,大正32,108b
- 36) 『最上所問経』中に念唱することが説かれている。注34参照
- 37) BCA.Cap.5,98,金倉P.69,Bachelor.P.54

(おの たえこ 文学研究科仏教学専攻博士後期課程)

(指導教員：小野田 俊蔵教授)

2000年10月18日受理